

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル【初版】

初版発行:2026年5月25日
医療法人社団 日高会 日高病院

1. 処方変更に係る原則

- 変更不可の遵守:処方箋に「変更不可」のチェックと医師の署名がある場合は、後発品への変更や規格・剤形変更は行えません。
- 適応と用量の遵守:変更は、各医薬品の適応症、用法・用量を遵守した範囲に限ります。
- 除外薬剤(重要):以下の薬剤は、安全性の観点から本プロトコルの対象外とし、変更時は必ず疑義照会を行ってください。

麻薬、抗悪性腫瘍薬、抗てんかん薬

2. 疑義照会が不要な項目一覧

① 銘柄・名称に関する変更

- 1) 後発医薬品への変更:患者希望による変更。一般名処方における先発品の選択。
- 2) 成分同一の銘柄変更:先発品同士、または後発品同士の銘柄変更。
- 3) 経腸栄養剤のフレーバー変更:患者希望による風味の変更(例:ミルク味からコーヒー味へ)。

② 剤形・規格・製剤変更

- 1) 内服薬の剤形変更:錠剤からOD錠、錠剤から散剤(同一用法・用量に限る)。
- 2) 規格変更:例:5mg 2錠から10mg 1錠、40mg 0.5錠から20mg 1錠。
※適応症が変わる場合や、高用量(倍量など)の場合は照会が必要です。
- 3) 半割・粉碎・混合:アドヒアランス向上のための調剤方法の変更。
- 4) 配合剤と単剤の相互変更:例:ミカムロ配合錠からミカルディス+アムロジピンの組み合わせ(またはその逆)への変更。

③ 外用剤に関する変更

- 1) 湿布薬の形状変更:患者希望によるパップ剤とテープ剤の相互変更(同一銘柄・同一用法に限る)。
- 2) 外用剤の用法追記:口頭指示が明確な場合の部位・回数の追記(添付文書の範囲内に限る)。
- 3) 軟膏等の規格変更:合計処方量がかわらない範囲での規格変更(例:5g×2本から10g×1本)。※注意:軟膏、クリーム、ローション間での剤形変更は不可です(疑義照会が必要)。

④ 処方日数の適正化(残薬調整等)、一包化

- 1) 明白な入力誤りの修正:隔日投与薬の日数調整など。
- 2) 残薬調整:残薬確認に基づき、投与日数を短縮・調整して調剤すること。

- 3) 処方日数の調整: 次回受診予約日が明らかな場合の日数調整。
- 4) アドヒアランス向上のための一包化: 患者が一包化を希望し、妥当と判断した場合。

3. 報告および事務手続き

項目	報告ルール
報告方法	変更調剤を行った場合は、変更内容を記入した処方箋およびトレーシングレポート等の報告書(書式の指定なし)を FAX 送信してください 日高病院 FAX 番号 : 027-362-8901
後発品変更	通常の後発医薬品への変更調剤については、個別の FAX 連絡は不要です。
先発品への変更(患者希望)	選定療養費について説明してください。個別の FAX 連絡は不要です。
処方せんの有効期限切れ	有効期限(発行日含め 4 日)が切れた処方箋は、本プロトコルの対象外です。患者へ再受診を促してください。

4. 運用上の留意事項

- 用法の確認: 添付文書に記載された用法と相違がある場合や、特殊な用量の場合は、プロトコルに関わらず疑義照会を行ってください。
- 重複投与、相互作用等の確認: 原則、疑義照会を行ってください。緊急性、重要性が低ければトレーシングレポート等を活用した報告でも構いません。
- 外来服薬支援: 服薬支援(お薬カレンダーへのセット等)のみを目的とした医師への了承確認のための連絡は受け付けていません。

本プロトコルは高崎市薬剤師会との合意に基づき施行します。(施行日: 2026 年 6 月 1 日)